「インドの労働安全衛生制度について―主要な経済社会状況等を含む。-」の 2020 年改訂版について

2020年8月

中央労働災害防止協会技術支援部国際センター

標記については、2016年4月に、当国際センターのウェブサイトに公表したところですが、その後インド中央政府労働雇用省が積極的なイニシアティブを取ってきていたため、2018年12月に、この資料を全面的に改訂したものとしました。さらに、最近においてインド中央政府労働雇用省が労働安全衛生の分野を中心とした次のようなイニシアティブをとっていることを踏まえて、今回(2020年8月に)この資料を改訂することとしました。

- 1 ここ数年、インドの労働雇用省(略称: MoLE)は、すべての労働者の安全、安定、健康、社会保障を強化し、事業所が雇用の機会/世代を通じたものの創造を促進するための法の遵守を容易にすることを目的として、労働法の施行において透明性及び説明責任をもたらすために、一連のイニシアティブを取ってきています。これらのイニシアティブには、既存の労働法を簡素化し、合併し、合理化し、次の4つの労働法典に纏めることによる電子的な手段及び立法改革の使用によるガバナンス改革が含まれており、労働雇用省は、そのための段階を踏んできています。
 - (1) 賃金に関する労働法
 - (2) 産業関係(労使関係)に関する労働法
 - (3) 社会保障及び福祉に関する労働法
 - (4) 労働安全衛生及び労働条件に関するに関する労働法
- 2 インド労働雇用省は、2018年3月23日に、"Draft CODE ON OCCUPATIONAL SAFETY, HEALTH AND WORKING CONDITIONS, 2018" (訳者注:労働 安全衛生及び労働条件に関する法典草案)をそのウェブサイトに公開し、同年5月31日までに関係者からの意見を求めました。その後、労働安全衛生及び労働条件法典案が、2019年7月23日にインド国会下院(Lok Sabha)に提出され、労働に関する国会下院常任委員会で審議のため付託されました。
- 3 インド政府労働雇用省は、労働安全衛生及び環境に関する国家政策を公表しました。
- 4 インド労働雇用省が公表している 2019-20 の年次報告書の中で労働安全衛生に関する記事を公表しました。
- 5 インド労働雇用省工場助言サービス及び労働研究所が ILO との協力の下で作成した「Draft National Occupational Safety and Health (OSH) Profile」(訳者注:国別の労働安全衛生プロファイルの草案(インド)を、2018年にそのウェブサイトで公表し、その中で近年におけるインドの労働災害発生状況を公表しました。

以上を踏まえて今回、「インドの労働安全衛生制度について一主要な経済社会状況等を含む。-」を改訂したものです。

なお、今回改訂した主要な内容は、別記1のとおりです。

また、インドの労働安全衛生を所管する行政機関及び現在のインドの労働安全衛生の原則を規定するインドの工場法(1948年。現在までの改正を統合した現行法です。)の重要事項(抜粋)は、別記2のとおりです。

資料作成年月 2020年8月 中央労働災害防止協会技術支援部国際課

(別記1) 今回の主な改訂内容

| 部の番号及び名称 | 主な改訂内容 | |
|-----------------------|---|--|
| 第 I 部 インドの国情 | 令和2年7月 30 日現在の外務省ウェブサイト:https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html で公表され | |
| | ているインドの国情等に関する最新の記述及び内閣府の主要経済指標における関連のデータに基づいて、全面的に | |
| | 改訂しました。 | |
| 第Ⅱ部 インドの憲法の規定からみたインドの | National Portal of India 中のウェブサイト: <u>https://www.india.gov.in/my-government/constitution-india</u> で公表 | |
| 国家の性格 | されている最新の記述を確認した上で、原則として従来の記述を踏襲しました。 | |
| 第Ⅲ部 インドの労働安全衛生を所管する行政 | インドの労働雇用省の概要、ビジョン、使命等を紹介している Website: https://labour.gov.in/mission (最終閲覧 | |
| 機関 | 日:2020年8月13日)における最新の記述に基づいて、全面的に改訂しました。 | |
| 第IV部 インドの労働災害発生状況について | 関連する原典資料を再確認して、変更がなかった場合には、原則として従来の記述を踏襲しました。 | |
| 第V部 インドの労働安全衛生関係法令につい | 1 関連する原典資料を再確認して、変更がなかった場合には、原則として従来の記述を踏襲しました。 | |
| て | 2 THE OCCUPATIONAL SAFETY, HEALTH AND WORKING CONDITIONS CODE, 2019 AS | |
| | INTRODUCED IN LOK SABHA Bill No. 186 of 2019(労働安全衛生及び労働条件に関する法典案:2019 年 | |
| | 第 186 号)の目次及び主要条項(抜粋)について、新たに作成した「英語原文—日本語仮訳」に基づいて、必 | |
| | 要な部分を改訂しました。 | |
| 第VI部 インドの労働安全衛生政策に関して | 関連する原典資料を再確認して、変更がなかった場合には、原則として従来の記述を踏襲しました。 | |
| ILOが作成した資料について | | |
| 第Ⅶ部 インドの労働安全衛生関係団体—イン | National Safety Council (NSC), INDIA(インド国家安全評議会: <u>http://www.nsc.org.in/</u>)のホームページに記 | |
| ド国家安全評議会について | 載されている"ABOUT US"の最新の記事に基づいて、変更があった部分を改訂しました。 | |
| 第Ⅷ部 参考資料、文献 | 資料の出所に係るウェブサイトのアドレスを再確認する等により、全面的に改訂しました。 | |

別記 2 インドの労働安全衛生を所管する行政機関及び現在のインドの労働安全衛生の原則を規定するインドの工場法(1948年。現在までの改正を統合した現行法です。)の重要事項(抜粋)(太字体及びアンダーラインは、この資料の作成者が付けたものです。)

(その1 本稿の「第Ⅲ部 インドの労働安全衛生を所管する行政機関」からの抜粋)

25ページ

| A. ACTIVITIES OF THE ORGANISATION | A. 組織の活動 |
|--|--|
| I. Safety and Health in Factories | I 工場の安全及び衛生 |
| 13.7 The Factories Act, 1948 is the principal legislation for regulating various | 13.7 1948 年工場法は、工場に雇用される労働者の安全、健康及び福祉に関 |
| aspects relating to safety, health and welfare of workers employed | 連する様々な側面を規制するための 主要な法律です。 |
| in factories. This Act is a Central Enactment, which aims at protecting workers | この法律は、工場に雇用される労働者を産業上及び職業上の危険から保護する |
| employed in factories from industrial and occupational hazards. The State | ことを目的とした中央制定法です。 |
| Governments and Union Territory Administration frame their Rules under | 州政府及び連邦準州管理局は、工場法の下で規則を定めており、法の規定を施 |
| the Act and enforce provisions of the Act and respective rules through their | 行し、工場検査官/監督局を通じて、法及び関連する規則を施行しています。 |
| Factory Inspectorates/Directorates. | |
| 13.8 The Ministry of Labour and Employment is accountable to the Parliament | 13.8 労働雇用省は、法の適切な施行のために議会に説明責任を負っていま |
| for proper enforcement of the Act. Uniformity in the application of the | す。様々な州と連邦準州における法の規定の適用における統一性は、DGFASLI |
| provisions of the Act in various States and Union Territories is achieved by | によって作成されたモデル規則を流通させることによって達成され、それらは |
| circulating the Model Rules prepared by DGFASLI, which are incorporated by | 現地のニーズに合わせて必要な修正を加えて州工場規則に組み込まれます 。 |
| them in their State Factories Rules with necessary modifications to suit local | |
| needs. In the task of framing the Model Rules, the DGFASLI, on behalf of the | モデル規則を作成する作業において、DGFASLI は、労働雇用省に代わって、 |
| Ministry of Labour and Employment, enlists the cooperation | 毎年、州及び連邦準州(UTs)の工場長検査官会議(CIF)を招集することに |
| and involvement of the State Governments by convening annually a | より、州政府の協力と関与を求めています。 |
| Conference of Chief Inspectors of Factories (CIF) of the states and UTs. The | 会議では、法の運営に関連するすべての事項及び改正案について議論していま |
| Conference discusses all matters relating to the administration of the Act as | す。会議では、法の運営に関連するすべての事項及び改正案について議論して |
| well as proposed amendments. Besides, the Conference also serves as a forum | います。また、会議は、工場における事故及び健康障害の防止の技術及び方法 |
| for discussion of the progress made in the techniques and methods of | の進歩について議論する場としても機能しています。 |
| prevention of accidents and ill health in factories. | モデル規則は、CIF と協議して更新しています。 |

The Model Rules are updated in consultation with the CIFs.

(その 2 本稿の「第V部 インドの労働安全衛生関係法令について」中からの「インドの Factory Act 1948(訳者注:その後の改正が盛り込まれている現行の工場法です。)の重要規定の抜粋

25ページ

| CHAPTER XI | 第 11 章 |
|---|---------------------------------------|
| SUPPLEMENTAL | 補則 |
| | |
| 112. General power to make rules.— <u>The State Government may make rules</u> | 112 規則を制定する一般的な権限—州政府は、この法律のいずれかの規定に基 |
| providing for any matter which, under any of the provisions of this Act, is to be | づき、この法律の目的に効果を与えるために、定められるべきであり、若しくは |
| or may be prescribed or which may be considered expedient in order to give | 定められる可能性があり、又は妥当であると考えられるいかなる事項について |
| effect to the purposes of this Act. | も、規則を制定することができる。 |
| 113. Powers of Centre to give directions.—The Central Government may give | 113 中央政府が指示を与える権限―中央政府は、この法律の規定を実行するた |
| directions to a State Government to the carrying into execution of the | めに、州政府に指示を与えることができる。 |
| provisions of this Act. | |